

第51回
県営与那原団地自治会
定期総会

1. 議案審議

- (1) 2024年度 行事報告及び収支決算報告並びに監査報告
- (2) 2025年度 収入見込み（案）及び行事計画（案）並びに予算（案）

2. 役員選出について

自治会長及び役員を選任について

3. その他

- (1) 敬老会設立について
- (2) 子ども会活動休止について

4. 閉 会

2025年5月25日（日）
県営与那原団地自治会

2024年度 県営与那原団地自治会行事報告

4月	ミニデイサービス (4/5) 定例清掃 (4/7) 会計監査 (4/19)
5月	ミニデイサービス (5/10) 定例清掃 (5/12) 定期総会 (5/26)
6月	定例清掃 (6/2) 中止 ミニデイサービス (6/7)
7月	ミニデイサービス (7/5) 定例清掃・フットサル大会・当添海フェスタ (7/7) 各区分担綱づくり (7/21)
8月	ミニデイサービス (8/2) 定例清掃・グランドゴルフ大会 (8/11)
9月	定例清掃・敬老会弁当配布 (9/1) ミニデイサービス (9/6)
10月	ミニデイサービス (10/4) 定例清掃 (10/6) 行政懇談会 (10/18) 観月会 (10/19)
11月	ミニデイサービス (11/1) 定例清掃 (11/10) 三世代パークゴルフ大会 (11/17)
12月	定例清掃・グランドゴルフ大会・忘年会 (12/1) ミニデイサービス (12/6)
1月	定例清掃・餅つき大会 (1/5) ミニデイサービス (1/10)
2月	定例清掃・炊き出し訓練 (2/2) ミニデイサービス (2/7)
3月	定例清掃・敬老会弁当配布 (3/2) ミニデイサービス (3/7) バス遠足 (3/9)

2024年度 県営与那原団地自治会収入報告

収入の部

(単位：円)

	科 目	収入見込金額	収入済金額	備 考
1	自治会費	1,392,000	1,361,000	1,000円×入居世帯(途中入退去あり) ※但し、2024年度自治会加入世帯のみ
2	共 益 費	2,784,000	2,722,000	2,000円×入居世帯(途中入退去あり) ※但し、2024年度自治会加入世帯のみ
3	補 助 金	20,000	20,000	町青少年健全育成支部育成費 与那原町助成事業
4	助 成 金	406,225	369,075	社会福祉協議会 与那原町
5	寄 付 金	80,200	95,000	与那原大綱曳実行委員会他
6	雑 収 入	479,255	520,050	住宅供給公社(管理費) クーラー使用料
7	自販機収入・罰金 その他の収入	577,441	577,441	2023年度罰金収入/236,000円 ミリオン売上/148,481円 コカ・コーラ売上/161,811円 沖縄セルラー電気代負担金/31,148円 利息/1円
8	繰 越 金	1,085,344	1,106,344	2023年度会計より繰越金
9	利 息		261	
10	前年度未納 自治会費・共益費	21,000		
	合 計	6,824,465	6,771,171	

2024年度 県営与那原団地自治会支出報告

支出の部	(単位:円)				
科目	2023年度 当初予算額	流用	支出済額	差引額	備考
1. 管理費	2,750,000	-177,643	2,402,422	169,935	
①共益費(1棟・2棟)	2,000,000	-177,643	1,520,873	301,484	電気代:1,451,321円/昨年度1,403,493円 水道代:57,122円/昨年度69,550円 ガス代:12,430円(事業費の中で支出) ※177,643円環境整備費へ流用
②環境整備費	700,000		877,643	-177,643	環境整備費、環境整備役員手当(5,000円×2名×12ヶ月) 雨水タンク設置
③雑費	50,000		3,906	46,094	土地使用料(自販機)
2. 運営費	2,049,000	0	1,809,000	240,000	
①役員費	1,535,000		1,295,000	240,000	会長35,000円、書記・会計各35,000円×12ヶ月 会計引継ぎ35,000円×12ヶ月
②手当費(棟長・監査)	394,000		394,000	0	棟長4名×8,000円×12ヶ月 監査委員2名×5,000円
③手当費(管理費)	120,000		120,000	0	管理人10,000円×12ヶ月
3. 事業費	1,300,000	-62,889	1,417,049	-179,938	
①行事費	650,000		829,938	-179,938	グランドゴルフ大会2回、親月会、餅つき大会、 炊き出し訓練、行政懇談会、パークゴルフ大会参加等
②敬老会活動費	100,000	-3,694	96,306	0	敬老会弁当配布2回(84,500円) ミニデイサービス4回(3,755円) ※3,694円行事費へ流用
③婦人会活動費	120,000		120,000	0	バス遠足
④青年会活動費	20,000		20,000	0	フットサル大会
⑤子供会活動費	90,000		90,000	0	子供会へ助成
⑥サークル活動費	50,000		50,000	0	ガーデニング同好会(50,000円)
⑦保険費	60,000	-1,620	58,380	0	自治会保険加入(58,380円) ※1,620円行事費へ流用
⑧分担金	60,000	-6,000	54,000	0	社会福祉協議会(48,000円) 体育協会分担(6,000円) ※6,000円行事費へ流用
⑨会議費	100,000	-4,575	95,425	0	役員会、総会開催(95,425円) ※4,575円行事費へ流用
⑩雑費	50,000	-47,000	3,000	0	当添海フェスタ寄付(3,000円) ※47,000円行事費へ流用
4. 事務費	320,000	-79,443	245,930	-5,373	
①備品	150,000	-59,443	90,557	0	パソコン購入(90,557円) ※59,443円行事費へ流用
②消耗品	50,000		55,373	-5,373	コピー用紙・インクカートリッジ・ラミネートフィルム・ USB・扇風機・ティッシュ他購入、合鍵作製等
③通信費	50,000		50,000	0	会計の通信費補助
④車両費	50,000		50,000	0	軽トラック維持補助(3,000円×12ヶ月)
⑤雑費	20,000	-20,000	0	0	※5,373円消耗品費へ流用 ※14,373円行事費へ流用
5. 修繕積立金	100,000	0	100,000	0	
6. 自治会基金	200,000	0	200,000	0	
7. 予備費	105,465	-37,606	0	67,859	※37,606円行事費へ流用
合計	6,824,465	-357,581	6,174,401	292,483	

2024年度 県営与那原団地自治会
決算書

2024年4月1日から2025年3月31日までの決算は
下記のとおりです

記

<一般会計>

収入金額 ￥6,771,171-

支出金額 ￥6,174,401-

差引残高 ￥596,770-

<特別会計>

2024年度定例清掃罰金及び自動販売機収入並びにその他の収入合計

￥643,538-(211円利息)

<修繕積立金>

2024年度残高 ￥508,504-(254円利息)

<自治会基金>

2024年度残高 ￥2,351,234-(1,183円利息)

2025年度 県営与那原団地自治会収入見込（案）

会計監査報告書

令和6年度会計監査の結果を下記のとおり報告します

記

令和6年4月1日から令和7年3月31日における令和6年度決算
ならびに特別会計を監査した結果、現金出納簿、証票書綴りとも適
正に処理されておりましたので報告します。

令和7年 4月 28日

場 所 県営与那原団地集会所にて

監事 金子育代 

監事 仲村友子 

以上

収入の部

(単位：円)

	科 目	2025年度 収入見込金額	2024年度 収入済金額	前年度比較	備 考
1	自治会費	1,392,000	1,361,000	31,000	1,000円×116世帯×12ヶ月
2	共 益 費	2,784,000	2,722,000	62,000	2,000円×116世帯×12ヶ月
3	補 助 金	20,000	20,000	0	町青少年健全育成支部育成費 ※2024年度実績
4	助 成 金	369,075	369,075	0	社会福祉協議会 与那原町助成事業他 ※2024年度実績
5	寄 付 金	95,000	95,000	0	与那原大綱曳実行委員会他 ※2024年度実績
6	雑 収 入	520,050	520,050	0	住宅供給公社（管理費） ※2024年度実績
7	自販機収入・罰金 その他の収入	643,583	577,441	66,142	2024年度罰金/228,000円、利息211円 自動販売機収入/354,774円 沖縄セルラー電気代負担金/45,898円
8	繰 越 金	596,770	1,106,344	▲ 509,574	2024年度会計より繰越金
9	利 息	0	261	▲ 261	
10	前年度未納 自治会費・共益費	0	0	0	2023年度未納分
	合 計	6,420,478	6,771,171	▲ 350,693	

2025年度 県営与那原団地自治会行事予定 (案)

4月	定例清掃中止 (4/6) 会計監査準備及び会計監査 (4/28)
5月	定例清掃休み(母の日5/11) 定期総会準備、定期総会 (5/25)
6月	定例清掃・グランドゴルフ大会 (6/1) フットサル大会 (6/22)
7月	各区分担綱づくり (7/6) 定例清掃 (7/13) 与那原大綱曳まつり (7/27)
8月	定例清掃 (8/3)
9月	定例清掃 (9/7)
10月	定例清掃 (10/5) 観月会 (10/18)
11月	定例清掃 (11/9) 三世代パークゴルフ大会 (11/16)
12月	定例清掃・グランドゴルフ大会・忘年会 (12/7)
1月	定例清掃・餅つき大会 (1/4)
2月	定例清掃・炊き出し訓練 (2/1) バス遠足 (予定)
3月	定例清掃 (3/1)

悪天候等により、定例清掃や行事等が中止や延期になることがあります。

定例清掃は、原則として毎月第1日曜日に行います。

上記は、予定であり変更する場合は、掲示板等にて連絡します。

臨時に行事等を開催する場合は役員会の承認において行うものとする。

弁当配布は敬老会が主体となって実施または、他の活動を検討する。

※5月の清掃は「母の日」のため、休みとします。(2024年度総会決定事項)

2025年度 県営与那原団地自治会ミニデイ計画表 (案)

日 時	実施内容	備考
4月 4日 (金) 時間：10:00～12:00	○健康チェック 10:00～10:30 ○健康体操 10:30～11:30 ○懇談 11:30～12:00	体操の時間は、 若干変動します。
5月 2日 (金) 時間：10:00～12:00	○健康体操 10:30～11:30 ○懇談 11:30～12:00	同上
6月 6日 (金) 時間：10:00～12:00	○健康チェック 10:00～10:30 ○健康体操 10:30～11:30 ○懇談 11:30～12:00	同上
7月 4日 (金) 時間：10:00～12:00	○健康体操 10:30～11:30 ○懇談 11:30～12:00	同上
8月 1日 (金) 時間：10:00～12:00	○健康チェック 10:00～10:30 ○健康体操 10:30～11:30 ○懇談 11:30～12:00	同上
9月 5日 (金) 時間：10:00～12:00	○健康体操 10:30～11:30 ○懇談 11:30～12:00	同上
10月 3日 (金) 時間：10:00～12:00	○健康チェック 10:00～10:30 ○健康体操 10:30～11:30 ○懇談 11:30～12:00	同上
11月 7日 (金) 時間：10:00～12:00	○健康体操 10:30～11:30 ○懇談 11:30～12:00	同上
12月 5日 (金) 時間：10:00～12:00	○健康チェック 10:00～10:30 ○健康体操 10:30～11:30 ○懇談 11:30～12:00	同上
2026年 1月 19日 (金) 時間：10:00～12:00	○健康体操 10:30～11:30 ○懇談 11:30～12:00	同上
2月 6日 (金) 時間：10:00～12:00	○健康チェック 10:00～10:30 ○健康体操 10:30～11:30 ○懇談 11:30～12:00	同上
3月 6日 (金) 時間：10:00～12:00	○健康体操 10:30～11:30 ○懇談 11:30～12:00	同上

※保険士による健康チェックは、偶数月に実施することになりました。

2025年度 県営与那原団地自治会予算（案）

支出の部

(単位：円)

科目	2025年度 予算額	2024年度 予算額	前年度比較	備考
1. 管理費	2,420,000	2,750,000	-330,000	
①共益費（1棟・2棟）	1,700,000	2,000,000	-300,000	電気代：1,352,523円/昨年度1,474,920円 水道代：67,288円/昨年度69,341円
②環境整備費	700,000	700,000	0	ゴミ処理費、環境整備資材購入、作業手当等 環境整備役員手当5,000円×2名
③雑費	20,000	50,000	-30,000	土地使用料（自販機）
2. 運営費	2,089,000	2,049,000	40,000	
①役員費	1,575,000	1,535,000	40,000	会長・書記・会計/35,000円 会計引継/35,000円
②手当費（棟長・監査）	394,000	394,000	0	棟長/4名×8,000円 監査委員/2名×5,000円
③手当費（管理費）	120,000	120,000	0	管理人/10,000円
3. 事業費	1,370,000	1,300,000	70,000	
①行事費	750,000	650,000	100,000	グランドゴルフ大会2回、親月会、分担網作り 餅つき大会、炊き出し訓練等
②敬老会活動費	120,000	100,000	20,000	敬老会設立(敬老会活動費)
③婦人会活動費	120,000	120,000	0	バス遠足
④青年会活動費	30,000	20,000	10,000	フットサル大会参加
⑤子供会活動費	20,000	90,000	-70,000	子供会活動休止
⑥サークル活動費	50,000	50,000	0	ガーデニング同好会
⑦保険費	60,000	60,000	0	自治会保険加入
⑧分担金	60,000	60,000	0	社会福祉協議会(48,000円) 体育協会分担(6,000円)
⑨会議費	100,000	100,000	0	役員会、総会
⑩雑費	60,000	50,000	10,000	
4. 事務費	280,000	320,000	-40,000	
①備品	100,000	150,000	-50,000	
②消耗品	60,000	50,000	10,000	
③通信費	50,000	50,000	0	会計の通信費補助
④車両費	50,000	50,000	0	軽トラック維持補助
⑤雑費	20,000	20,000	0	
5. 修繕積立金	100,000	100,000	0	
6. 自治会基金	100,000	200,000	-100,000	
7. 予備費	61,478	105,465	-43,987	
合計	6,420,478	6,824,465	-403,987	

県営与那原団地自治会 敬老会
大空笑福(おおぞらしょうふく)会(仮) 会則

第1条 (名称・事務所の所在地) 本会の名称を県営与那原団地自治会(以下「県営団地」という。)大空笑福会(仮)と称し、事務所を県営与那原団地自治会(以下「自治会」という。)の集会所におく。

第2条 (目的) 本会は会員の健康と長寿、自治会及び地域の美化と楽しい生活環境の維持・創生に貢献することを目的とする。

第3条 (組織) 本会は、県営団地に居住する年齢65歳(4月1日現在)以上で共益費・自治会費を滞納なく収めているものをもって組織する。

第4条 (事業) 本会は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 研修会、講習会、社会視察見学等
2. スポーツ、レクリエーション等
3. 老人福祉増進に資すること
4. 自治会及び自治会における各種団体との連携・協力と連絡等
5. その他、本会及び自治会事業における必要な事項

第5条 (役員) 本会に次の役員をおく
1. 会 長 1名
2. 副 会 長 2名(男女各1名)
3. 書記会計 1名
4. 監 事 1名(自治会長)

第6条 (役員の仕事) 役員等は、以下の仕事を行う。
1. 会長は、本会を代表し、会務を統括し、会議の議長となる。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、これを代理する。
3. 書記会計は、会務の処理と会員への連絡等を行う。
4. 監事は、会計を監査する。

第7条 (役員を選任) 以下のとおり選任する。
1. 会長は、総会において選任する。
2. 副会長及び書記会計は、会長の任命とする。
3. 監事は、自治会長とする。なお、自治会長が監査できないときは、自治会長が任命する者が監査を行うものとする。

第8条 (役員の仕事) 任期は、以下のとおりとし、定年は80歳とする。
1. 役員の仕事は、2年とし、再任を妨げないものとするが、会長の任命に従うこと。
2. 代理及び補欠により就任した場合は、前任者の在任期間とする。
3. 監事については、この限りでない。

第9条 (総会及び役員会) 以下のとおり総会及び役員会を開催する。
1. 本会を民主的かつ円滑に運営するため会員へ事業計画、予算、決算の報告及び承認を受けるために年1回の総会を原則として6月末までに開催する。
2. 総会の開催は、14日前までに告示する。
3. 役員会は、必要に応じ会長が招集し開催する。

第10条(経費)

本会の運営費として自治会からの活動費を充てるものとし、役員会の決議により別途、参加費を徴収する。

第11条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日をもって終わりとする。

第12条(会則の改廃)

この会則の改正及び廃止は役員会の審議を経て総会の承認を得なければならない。

第13条(表彰)

本会の表彰に関しては、与那原町老人クラブ連合会に準ずるものとする。

第14条(細則)

この会則に定めるものの外、本会の運営に必要な細則は役員会に諮り、会長が臨時に定めることができる。但し、直近で開催される総会に諮り、承認を得ることとする。

付則

この会則は、2025年6月1日より施行する。

県営与那原団地自治会運営に関する規約

第1条(目的)

この規約は県営与那原団地自治会(以後自治会)を民主的かつ円滑に運営し明るく住みよい団地環境を作ることとを目的に制定し、自治会の行政運営はこの規約の定めるところによる。

第2条(自治会長)

1. 自治会に会長を置き会長は与那原町の委理事務及び自治会行政運営の処理にあたるものとする。また、会長任期は1年とし再任を妨げない。
与那原町の委理事務委託業務は原則として会長が行うものとする。
委理事務委託には役員2名の推薦を必要とする。
2. 会長の選出方法は原則として自治会内の有権者(公職選挙法による)の選挙によって選出し、立候補のない場合においては役員会の推薦で自治会総会の承認をもって選出する。
3. 会長への立候補については原則として居住3年以上及び共益費・自治会費・駐車場料金等の滞納がない者で5名の推薦人を必要とする。
4. 会長は自治会全般を掌握し自治会行政運営の事項の処理にあたる。
その主な業務は次の通りとする。
 - (1) 議案(予算・決算を含む)を提出すること。
 - (2) 収支予算を執行すること。
 - (3) 共益費・自治会費・駐車場料金の賦課徴収に努めること。
 - (4) 役員会の定例会に於いて提出された議決事項の処理にあたること。
 - (5) 自治会総会に於いて提出された議決事項の処理にあたること。
 - (6) その他自治会行政運営に関する事項の処理に関すること。

第3条(役員任命)

1. 会長は自治会行政を民主的かつ円滑に運営するため次の通り役員会の指名を行い自治会総会の承認をもって任命するものとする。
2. 役員任期は1年とし、再任を妨げない。役員及び各部長、係員については会長が業務の遂行に支障がないと認める場合について兼任を認めるものとする。但し、会長が兼任することはできないものとする。
3. 役員は以下のとおりとする。
 - (1) 会長
 - (2) 書記
 - (3) 会計
 - (4) 棟を代表する者(棟長)
 - (5) 環境整備部長
 - (6) 防犯防災部長
 - (7) 交通安全部長
 - (8) その他会長が必要な状況と判断する場合において設ける部の部長

第4条(役員任務)

役員は会長の指示に従い自治行政を民主的かつ円滑に運営するため次のことを行うものとする。

1. 役員は会長不在のとき会長の業務を代理できるものとする。
2. 書記・会計は会長の指示に従い次のことを行うものとする。
 - (1) 庶務、会計事務に関すること。
 - (2) 共益費・自治会費・駐車場料金・寄付金の徴収に関すること。
 - (3) 役員会及び総会の議事録に関すること。
 - (4) その他会長の指示する会務に関すること。
3. 棟長は会長の指示に従い次のことを行うものとする。
 - (1) 各棟住民の提案事項及び意見を速やかに報告すること。
 - (2) 役員会における決定、連絡事項を各棟住民への周知すること。
 - (3) 各棟において共益費・自治会費・駐車場料金・寄付金の徴収に関すること。
 - (4) その他会長の指示する会務に関すること。
4. 環境整備部長は会長の指示に従い次のことを行うものとする。
 - (1) 県営与那原団地及び周辺環境美化に関すること。
 - (2) その他会長の指示する会務に関すること。
 - (3) 会長が必要と認める場合において係員を任命できるものとする。

5. 防犯防災部長は会長の指示に従い次のことを行うものとする。
 - (1) 県営与那原団地及び周辺の防犯防災に関すること。
 - (2) その他会長の指示する会務に関すること。
 - (3) 会長が必要と認める場合において係員を任命できるものとする。
6. 交通安全部長会長の指示に従い次のことを行うものとする。
 - (1) 県営与那原団地及び周辺の交通安全に関すること。
 - (2) その他会長の指示する会務に関すること。
 - (3) 会長が必要と認める場合において係員を任命できるものとする。
7. 監事は自治会の庶務、会計を監査し自治会総会に於いて報告するものとする。

第5条 (役員会の開催)

自治会行政運営事項の審議処理のため役員会を設ける。役員会は月1回定例会を開催するものとし、その他必要に応じて会長が召集することができる。役員会は下記の者で構成する。

- (1) 会長
- (2) 書記
- (3) 会計
- (4) 棟を代表する者 (棟長)

第6条 (会長及び役員報酬)

会長及び役員には報酬を支給する。報酬額については自治会の総会の承認を得るものとする。但し、会長が必要と認める場合において係員を任命する場合において係員への報酬額は自治会総会に事後報告でよいものとする。

(1) 会長	金	35,000円
(2) 書記	金	35,000円
(3) 会計	金	35,000円
(4) 棟長	金	8,000円
(5) 環境整備部長	金	5,000円
(6) 防犯防災部長	金	5,000円
(7) 交通安全部長	金	5,000円
(8) 監事	金	5,000円

第7条 (財務)

自治会行政の運営経費は共益費・自治会費及び補助金、その他の収入をもってこれにあてるものとする。

第8条 (共益費・自治会費の負担)

1. 自治会に居住する全ての世帯主は、共益費・自治会費を公平に負担しなければならない。
2. 共益費・自治会費は役員会で審議・査定を行い自治会総会の承認をもって決めるものとする。
3. 共益費・自治会費について
 - (1) 共益費 金 2,000円とする。
 - (2) 自治会費 金 1,000円とする。

第9条 (会計年度及び予算・決算の承認)

1. 自治会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌3月31日をもっておわるものとする。
2. 予算は役員会の審議・査定を行い自治会総会の承認を受けなければならない。
3. 決算については監事の監査を経て自治会総会に報告するものとする。

第10条 (自治会総会の開催及び決議)

1. 自治会行政を民主的かつ円滑に運営するために自治会住民への予算、決算の報告及び承認を受けるために年1回の総会を原則として5月末までに開催するものとし、その他必要に応じて会長が臨時総会を召集することができる。
2. 総会の開催は、14日前までに告示するものとする。
3. 総会への出席・参加できない者については委任状を提出する。また委任状を提出しない者は、総会における一切の権限を放棄し決議事項に異議なしとみなすものとする。
4. 総会の承認は原則として出席・参加及び委任状の過半数をもって決議するものとする。但し、僅差の賛否については会長が必要と認める場合において会長及び役員も決議できるものとする。

第11条 (公募)

自治会の行政運営に必要な公募を下記の通りおく。

- (1) 世帯主名簿・住民名簿 (緊急連絡先及び連帯保証人連絡先)
- (2) 共益費徴収簿
- (3) 自治会費徴収簿
- (4) その他

第12条 (規約の改廃)

この規約の改正及び廃止は役員会の審議を経て自治会総会の承認を得なければならないものとする。

第13条 (感謝状及び表彰状)

自治会活動に貢献された者に対し感謝状及び表彰状を贈るものとする。

第14条 (自治会長の選挙の実施)

自治会長選挙時に際し、公正な選挙を行うために会長・書記・会計以外から管理委員3名を選任する。

第15条 (細則)

この規約に定めるものの外、自治会の行政運営に必要な細則は役員会の諮り会長が定めることができる。

第16条 (団地敷地内におけるめいわく駐車車両への罰則・罰金について)

1. 団地内におけるめいわく駐車車両について自治会は罰則・罰金を科すことができるものとする。
2. めいわく駐車車両への駐車禁止の放送・貼紙を自治会は行うことができるものとし、駐車禁止の放送・貼紙でも従わない車両については罰則として“ホイールロック”を行うことができるものとする。
3. 罰則“ホイールロック”を受けた車両の持主に対して自治会は罰金の徴収を行うことができるものとする。
4. 罰金については役員会で審議・査定を行い自治会総会の承認をもって決めるものとする。

第17条 (団地敷地内におけるめいわく駐車車両への罰金について)

団地広場内駐車許可を受けた者及びめいわく駐車罰則・罰金を科せられた者は自治会に対して速やかに下記の通り支払わなければならないものとする。

めいわく駐車車両罰金 1回 金 5,000円

第18条 (団地自治会定例清掃について)

1. 団地の環境美化のために団地居住世帯主は毎月1回の定例清掃作業への参加義務があるものとする。
2. 定例清掃日時は原則として毎月第1日曜日、午前9:00とする。
3. 正月・旧盆等の祭事や悪天候の場合は役員会の審議・査定において翌週への繰越及び中止の決定をおこなえるものとする。
4. 定例清掃作業の欠席を年度内3回までは事前に届出をすることにより認められるものとする。
5. 無届や4回以上の欠席について自治会は定例清掃欠席の罰金を科すことができるものとする。
6. 罰金については役員会で審議・査定を行い自治会総会の承認をもって決めるものとする。
7. 身体的不自由な状況及び病気や怪我等の場合は役員会に諮って審議し免除ができるものとする。
8. 5月の清掃は「母の日」のため休みとする。(2024年総会決定事項)

第19条 (定例清掃欠席の罰金について)

定例清掃作業を欠席し罰金を科せられた者は自治会に対して速やかに下記の通り支払わなければならないものとする。

定例清掃罰金 金 2,000円

第20条 (迷惑ごみ廃棄者への罰金について)

与那原町指定のゴミ袋以外でのごみ出し及びごみの分別を行わない並びにごみ出しの日・時間を守らない「迷惑ごみ廃棄者」と確認され罰則・罰金を科せられた者は自治会に対して速やかに下記の通り支払わなければならないものとする。

迷惑ごみ廃棄者罰金 1回 金 5,000円